

令和 7 年第 2 回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第 2 回定例会
2	開会	令和 7 年 6 月 1 1 日
3	閉会	令和 7 年 6 月 1 1 日
4	会期	1 日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	1 1 日 出席 1 1 名 欠席 0 名
6	議案件数	1 6 件（うち議員提出 7 件）
7	議決の状況	(1)原案可決 9 件 (2)原案承認 2 件 (3)報 告 済 2 件 (4)採 択 3 件
8	法第 9 9 条の意見書	3 件
9	その他	傍聴者 1 1 日 2 5 名
1 0	会議書の写し	別紙のとおり添付
1 1	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和7年 第2回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和7年6月11日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 平	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

10 番	家 塚	雅 人	1 番	湯 本	要
------	-----	-----	-----	-----	---

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	藤 田	雅 章	議事係長	富 木	孝 郎
------	-----	-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課長	斉 藤	隆	住 民 課 長	渡 辺	広 貴
税 務 課 長	砂 田	隆 樹	保健福祉課長	谷 藤	朋 代
保健福祉課参事	蛭 沢	千 晴	産業振興課長	岩 本	聖
都市整備課長	黒 島	滋 規	会計管理者	池 畑	憲 一
病院事務長	渡 部	浩 二			

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 山 本 篤

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和7年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

10番 家塚 雅人議員、1番 湯本 要議員。以上御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和7年第2回議会定例会の運営について、去る6月4日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として特別委員会報告1件、条例関係1件、派遣承認1件、各委員会所管事務調査1件。

町からは、令和7年度各会計補正予算2件、条例関係2件、一般議案4件、報告案件1件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月11日から6月12日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月11日から6月12日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は6月11日から6月12日までの2日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和7年4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。

本件につきましては、令和6年第1回議会定例会において、議員全員の派遣を議決して実施したものであります。これより、南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より報告させます。

2番 西股 裕司議員。

西股議員

それでは、令和6年11月と令和7年2月に行われました議会報告懇談会について御報告いたします。

令和7年4月28日付け、南幌町議会議長宛て、南幌町議会まちづくり特別委員長名。南幌町議会報告懇談会実施報告。令和6年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。

1、実施日程及び場所。令和6年11月17日、14時から保健福祉総合センター。16時から夕張太ふれあい館。令和7年2月24日、14時から保健福祉総合センター。

2、実施内容。日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に開催した。議会の動きや町の情報、各委員会活動の報告を行った。

3、実施結果。延べ50名の町民の参加をいただき、活発な意見交換を行った。参加者にはアンケートの調査を実施し、町民から出された意見や要望は全体で検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。

4、まとめ。今後も議会基本条例に基づき引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会をめざしていくものである。以上、報告といたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 南幌町議会評価提言者会議報告をいたします。

本件につきましては、南幌町議会基本条例に基づき選任した議会評価提言者会議を実施したものであります。これにより、議会運営委員会委員長より報告させます。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

それでは、令和5年度と令和6年度の2年間にわたり実施してきました議会評価提言者会議の御報告をいたします。

令和7年3月17日付け、南幌町議会議長宛て、議会運営委員長名。南幌町議会評価提言者会議報告。南幌町議会基本条例では、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的としています。南幌町議会が目指すのは、議員の資質向上及び議会活動を支える体制の整備等を定めることで、町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会の実現のため、議会評価提言者会議を実施したので、その概要を次のとおり報告します。

1、実施日程及び場所。令和5年9月28日、15時から南幌町役場。令和6年9月17日、15時30分から南幌町役場。令和7年2月25日、15時から南幌町役場。

2、実施内容。南幌町議会基本条例第15条第1項、提言者の協力に基づき、外部から議会を評価し、提言を求めるため、令和5年8月に南幌町議会評価提言者を公募したところ6名の応募があったことから、選考審査により提言者に選任することを決定、同年9月に委嘱状を交付し、2年の任期において、3回の評価提言者会議を実施した。

3、実施結果。令和5年度及び令和6年度の評価シートによる議会評価と本会議や委員会の傍聴などを通じた議会改革及び議会活性化などについて外部から見た提言を受けた。

4、まとめ。議会評価と提言を真摯に受け止め、更なる議会の改革及び活性化を図り、引き続き、議会評価提言者による議会評価の取組を推進する。今後も町民との協働のもと、鋭意、まちづくりに取り組むとともに、町民の期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、不断の努力により議会の機能をさらに高めていくものである。以上、報告いたします。

議 長 以上で、南幌町議会評価提言者会議報告につきましては、報告済みといたします。

町 長 ・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、3件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育状況について御報告します。今年は、昨年より1週間ほど早い雪解けを迎えたものの、4月から5月上旬にかけて、気温の上がらない日が続き、農作業の遅れが心配されましたが、5月中旬からは気温も平年並みになり順調に行われています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は、5月中旬に田植えが始まり、順調に作業を終えたところですが、移植後も天候に恵まれ活着も良好で、生育は平年並みに推移しています。

秋まき小麦は、雪腐病の発生は平年より少ない傾向ですが、生育は平年より2日ほど遅れています。

大豆は、播種作業も順調に終わり、生育は平年並みとなっています。

野菜については、玉ねぎは5月上旬の降雨の影響により移植が遅れたため、生育は3日ほど遅れていますが、その他の野菜については、定植作業は計画どおり進み、生育は順調で平年並みとなっています。

以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

次に、生活応援チケット事業の実施結果について御報告します。物価高騰対策として実施した本事業につきましては、全町民を対象にチケットを配布し、最終の利用状況は、額面総額4,007万円のうち3,935万1,500円で、利用率は98.2%となりました。

最後に、町立病院の診療体制について御報告します。6月1日付けで総合診療医の柳谷 玲央氏が着任しました。柳谷医師は、札幌市出身、札幌医科大学を卒業後、札幌市や倶知安町などの医療機関で勤務された後、プライマリ・ケア家庭医療専門医、指導医として、5月ま

で国保くろまつないブナの森診療所所長として勤務されていました。柳谷医師の着任により、町立病院の常勤医師が4名体制となり、訪問診療や小児科外来、救急医療などの充実が図られます。以上、一般行政報告といたします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。

順番に発言を許します。

3番 星 真希議員。

星議員 おはようございます。一般質問をさせていただきます。教育長にさせていただきますので、よろしくお願いします。

世代に対応した社会教育事業の取組について、本町の教育委員会においては、第4期社会教育中期推進計画を令和4年3月に策定し、令和4年度から8年度までの5年間を計画期間として、計画に掲げられた推進事業の取組が進められています。

社会教育を取り巻く環境は、社会教育施設を拠点とし、地域の方が学び、活動できる環境が整えられている一方で、近年は新型コロナウイルス感染症の拡大などに伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化や、高齢化による活動の減少など様々な課題があると感じています。学びや活動を通して地域コミュニティの活性化へとつなげる仕組みや環境づくりは、社会教育事業の役割の一つであり、様々な生涯学習との連携が重要です。人とつながりは世代を問わず必要なことであり、地域と関わりを持つことで地域を身近に感じ、暮らしの充実感などにつながってほしいと思っています。本町では、幅広い社会教育事業が展開されていますが、多くの世代が社会教育を通じて、人と関わり合いながら、生きがいや、楽しみなどを育むための環境づくりが必要と考えます。

若い世代の方が地域や社会の課題に触れることや、地域と関わりながら学ぶことのできる環境が少ないと感じています。地域づくりを形成していくなかでも、若い世代の力は欠かせません。中学を卒業し町外へ通勤通学で通う環境になっても、地域の人と関われる、地元に分人たちの居場所がある、身につけた知識や経験を地域活動に生かせるというような環境づくりは必要と考えますが、若い世代の方における地域活動の推進に向けた取組について伺います。

また、高齢の方が身体的負担や不安を感じ、これまで参加していたスポーツ活動ができなくなることで孤立孤独につながるのではないよう、気軽に楽しめるレクリエーションなどニーズに合った事業の展開について考えを伺います。

議長 教育長。

教育長 世代に対応した社会教育事業の取組についてのご質問にお答えします。

若い世代の地域活動を推進するためには、やりがいを実感できる経験が大切です。単なる参加者としてではなく、主体的な担い手として尊重することが、継続的な関わりにつながります。

本町の社会教育事業では、高校生や大学生が小中学生の時に参加していた、子ども会事業の自然体験学習やイベントにおいて、自身の知識や経験を小中学生に伝えながら、地域に関わる活動を行っています。

また、スポーツ少年団の活動において、卒団生が練習に参加し、指導者として地域活動に関わっているケースも多々見受けられます。

高校生以上が関わる社会教育事業は、事業数が少なく参加者が限定されていることが課題であると認識していますが、社会教育活動は様々な場面で行われており、その活動は多岐にわたります。

そのような若者を地域活動に関わる人材として、社会教育活動などで自身の経験、知識を活かすことができるよう、生涯学習サポーター制度などを活用した環境づくりに取り組んでまいります。

高齢者のレクリエーションを主体とした取組としては、高齢者大学さわか力カレッジで、健康に関する講話、軽スポーツ等の運動や小学生との世代間交流事業など、様々な活動を行っています。今後においても、参加者のニーズを把握しながら、心身の健康を維持し、生きがいや人と人との繋がりが生まれるような事業に取り組んでまいります。

3 番 星 真希議員。

議 長
星 議 員
(再質問)

いろいろ本町では、第4期社会教育中期推進計画において、循環する社会教育をモデルとして三つの重点目標を掲げ、社会教育事業が盛んに行われていると思われました。活動されている方からのお話を聞くと、教育委員会の方にはとても感謝していますという声も私のほうには入ってきております。そのような言葉を聞くとうれしいですし、大変ありがたく思っております。まちづくり、つながりづくり、地域住民と行政が協力し合って行われているのですが、これから先人口が減っていくことを予測されている今、現在活動されている方々、この先もこの活動を子どもたちの世代へつないでいきたいと思われている方もいらっしゃると思いますし、今後の社会情勢を踏まえると、これからは地域とのつながりがまちづくりにとっても重要なことだと私は考えています。2018年の中央教育審議会の答申においては、社会教育を基盤とした地域づくり、つながりづくり、人づくりの重要性が述べられており、具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進が示されております。若者や現役世代など、一般的に社会教育への参加が少ない層へも参加しやすい環境づくりに向けた機会の創出が課題と思われるんですけども、私もちょっと調べて、2点ほど、他市町村の事例をお話しさせていただきたいと思います。

1点目なんですけれども、住民向けに地域課題セミナーを開催し、講師の方や、地域住民や高校生が参加し、パネリストとして参加しております。地域の幸せや発展について学ぶセミナーの開催をされている自治体もあります。

2点目に、ほかの部局との連携になる形なんですけれども、18歳から34歳までの年齢の方々が地域活動へ参加しやすいように、アプリを使って参加を促す仕組みの自治体もありました。調べると様々な

取組をされている自治体があるんですけれども、本町においてどのような取組がいいか、これはまた、いろいろ適切というか本町に合わないはあると思うんですけれども、どのようなきっかけが本町にとって望ましいか、これは決めていくにはすごい難しいと思いますし、悩めるところでもあるかなと思うんですけれども、地域づくり、つながりづくりに向けて、町の関係団体や組織の人などとも意見交換しながら、時間をかけながら丁寧に取り組んでいただきたいと私は思っています。

ここから再質問させていただきたいと思います。先ほども答弁の中でも、若い世代が地域の人や人とつながる、実際は時間的な余裕など、なかなかつくれる場合があることも考えられます。つながりやきっかけは、定期的ではなくても緩やかでもいいと私は思っています。教育長の答弁の中にもありましたが、大切なことは、やはり楽しさや充実感が味わえること、継続性のあるつながりづくりだと私も思っています。若い世代の主体性を尊重し、多様化する生活にもマッチできるように、例えばなんですけれども、一つの取組に参加を促すというわけではなく、他部局との連携をしながら、様々な取組を、ありますよということを、社会教育が中心となって活動を周知していきながら、若い世代の方たちが自分で参加したい活動を選択できるようにすることで、自分のライフスタイルを確保しながら活動ができるのではないかと考えますが、今後、若い人のニーズを把握し、活動を選択できるような、社会教育を中心に活動の選択ができるような新しい仕組みづくりに向けた考えはあるか伺います。

もう1点なんですけれども、高齢者というか、高齢者のレクリエーションについてなんですけれども、さわやかカレッジの中でも学習の機会の提供や軽スポーツの活動を中心に行っているということですが、ほかの部局であったり、町内の様々な団体でも、例えば同じレクリエーションや軽スポーツを取り入れている団体とかがあれば、その同じスポーツを通してつながりがつくれるよう、社会教育施設を使用した交流会などの考えはあるか伺います。以上2点伺います。

教育長。

星議員の再質問にお答えいたします。1点目、若い世代のニーズとその仕組みについてということでお話がありましたが、現在、第5期社会教育中期推進計画を、社会教育審議会にて策定中ということで今行っているところです。その中で、計画策定に関わる基礎調査というのをこれから行っていくんですけれども、その中で、高校生や大学生といった若い世代にも直接意見を聞いて、計画に盛り込む取組を進めて行くということで、現在進めているところです。なお、調査研究のメニューとしては、余暇の過ごし方、学習機会のニーズ、町への興味、関心事、それから町内会、サポーター等、まちづくりへの参画、子育て環境について、このような内容で調査を進めて行くということになっております。これを踏まえまして、令和9年3月、定例教育委員会で議決をして4月に執行できればということで考えているところです。

2点目の質問、高齢者のレクリエーションのことで、実施する体制

議長
教育長
(再答弁)

ですね。それからつながりの体制ということで質問がありましたが、気軽に運動に取り組み人と人との交流の場をつくるために、現在、モルックそれからボッチャといった種目をさわやかカレッジの活動等で新たに取り入れて今現在実施しているところです。なお、新型コロナの影響で活動が縮小になっていたパットカーリング、これについては再開をして、幅広く参加できる体制をこれから整えて行きたいというふうに考えております。

星 議員
(再々質問)

2点目の高齢者のモルックについてなんですけれども、こちらのほうは町内でも、取り入れている団体等があれば、何か大変面白くて人気のあるスポーツと伺っていますので、いろいろなところで展開されているものを、また、何ていうんですか交流として、交流会で同じスポーツをきっかけとして、様々な人たちが交流をできるような機会をつくっていただきたいと思っています。パットカーリングも再開されたようなので、楽しみにしております。これについては再々質問はしませんが、1点だけ再々質問させていただきたいと思います。

先ほど第5期社会教育計画に向けて、調査をしているということ、基礎調査をされているということで理解いたしました。幾つかのメニューからニーズの把握をされるということなんですけれども、若い世代の方が地域や人とつながることで、持続可能な地域づくりにつなげていただきたいという思いもありますが、同時に、人や地域とのつながりや楽しさ、体験活動などを通して、自己肯定感や自己有用感、こういったものを高めていけられれば、人生や暮らしの楽しさにつながってほしいなと私は期待しています。それが社会教育の可能性であるのではないかと考えているんですけれども、最後に、現在の若者の自己肯定感や自己有用感を育むために、社会教育の観点からこういったことを補えるか、または支援できるかといったことを教育長に伺いたいです。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

星議員の再々質問にお答えします。社会教育の可能性ということで、それに対する南幌町の社会教育に対する考え方ということでの御質問というふうに捉えております。南幌町が目指す社会教育について、教育行政執行方針には、認め合い、支え合い、学び合いながら、大人も子どももともに育ち合う人づくりと教育環境の充実を目指すとうたっています。また、南幌町が目指す生涯社会学習の中には、まちを支える人づくりを目指した生涯学習というふうにうたっております。その実現には、大人も子どもも学びの主体者として町を支える学びが不可欠であり、それは私は南幌町を育む学びというふうに表現したいというふうに考えております。南幌町が育む学びだと、行政に何かをしてもらうという姿勢となってしまう、そこからは受け身の学びしか生まれません。目指しているのは、大人も子どもも主体者として尊敬し合い、磨き合い、自らの学びに積極的に関わることによって、南幌町を育む学びを構築すること、これを目指しています。将来、南幌で学んだ子どもが南幌に戻ることがあるかもしれません。もしかしたら違う土地に行くかもしれません。たとえどこで暮らそうとも主体性のある学び、ふ

るさとのある学びの中で育つことができれば、南幌で学んで良かった。南幌で学んだから今があると南幌での学びが人としての土台を築き、心の中に南幌に対する愛を自然な形で育みながら、それぞれの選択した人生を切り開き、生きがいを持って社会を支えていく、そのような人間が育っていくものと私は信じています。その意味で、学校の学びを社会に生きて働く学びにまで深めたり高めたりするために、社会教育の果たす役割は、とても大きなものがあり、教育による人づくりというものは、まちづくりにまでつながる大変重要なものというふうに考えて行政に当たっております。

議 長

以上で、星 真希議員の一般質問を終わります。

次に、4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

夕張太地域住民の要望への対応について、大崎町長に質問いたします。昨年6月に南幌町稲穂地区・夕張太地域の今後を考える会から、夕張太西団地の早期造成を求める請願書が町議会に提出されました。結果は残念ながら不採択となりました。6月下旬から夕張太地域住民の賛同を得て564筆の署名が集められ、10月1日に大崎町長及び側瀬議長に署名が提出されました。

夕張太西住環境整備事業の経緯を鑑みると、優先順位をつけて早期造成に向けた議論をする必要があると考えます。平成9年の事業採択から4回の計画変更を申請しており、本年で27年が経過しました。地域の方々からは、この間に、町の様々な施策事業が先に進められ、いつになったら夕張太西地区の事業が進められるのかと不安と落胆の声が聞かれます。

夕張太地区は、田園地区の中の住宅市街地として形成されていますが、地域住民の生活環境の現状を踏まえ、署名という住民の声をどのように受け止め、対応されてきたのか、町長に伺います。

議 長
町 長

町長。

夕張太地域住民の要望への対応についての御質問にお答えいたします。

令和6年6月4日に受理された南幌町夕張太西団地の早期造成に関する請願については、産業経済常任委員会での審議を経て、9月30日開催の第3回議会定例会において、不採択と決定されました。議長あてに提出された請願審査報告書には、夕張太西団地の造成により、夕張太地域の住民の生活が守られるかは不透明であること、また、現在の本町の投資的事業の状況や今後の財政負担、夕張太西団地のニーズが不明であるため、今の時点での造成工事は、時期尚早であると判断せざるを得ない旨の審査意見が付されました。そのことから、現時点では造成工事を実施する状況にはないと考えます。

なお、昨年10月1日に南幌町稲穂地区・夕張太地域の今後を考える会から提出された夕張太西団地の早期造成を求める地域住民の署名については、地域住民の声として重く受け止めているところです。

町としては、請願不採択の付帯意見や地域住民からの署名を踏まえ、未利用地の有効活用に向けた市場調査の実施に向けて、議会と協議を重ねてきたところでございます。

議 長
熊木議員
(再質問)

4 番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいま町長の答弁では、現時点では造成工事を実施する状況にはないということと、地域住民の声として重く受け止めているという答弁がされました。しかし私が質問した、今までどのような対応をされてきたのかということには一切お答えはいただいていません。昨年、議会に提出された請願書の要旨では、夕張太地域の団地造成から40数年経過する中で、保育所、スーパー、小学校、郵便局、ガソリンスタンドなど次々となくなる中で、地域住民の暮らしは大きく変化し、日常生活において大変厳しい状況に追い込まれているということが要旨の中には貫かれていました。また、地域は高齢化の波が押し寄せ、運転免許証を返納したらこのままこの土地で暮らしていけなくなるのではないかとという不安、また、通院や買物、銀行、郵便局といった日常生活が送りづらくなっている現状があるという実態を踏まえ、請願書の提出、署名行動が組まれたと思います。北広島市にボールパークが開業し、北海道医療大学が北広島ボールパークFビレッジ敷地内にキャンパスを新設するという計画が進められ、2028年に開業というニュースは、夕張太に隣接する自治体の大きな変化であり、64区画の夕張太西団地の造成を早急に進めてほしいという地域住民の願いは、私はもっともなことだと思います。南幌町稲穂地区、夕張太地域の今後を考える会の方々は、何度も何度も会議を重ね、いろんな意見を出しながら、また、会員でない方にも意見を聞き取りながら、話を進めてきましたと聞いております。団地造成計画が約27年間にわたって放置されてきたことについては、これまでも、行政懇談会などでも、町に意見や要望を伝えてきています。また、議会報告懇談会の中でも、地域の方からは様々な意見が寄せられています。このような状況の中で、北広島市のボールパーク開業や道央圏連絡道路の開通などをチャンスと捉え、早期に造成を実現してほしいと署名をスタートさせ、10月1日に署名を提出したと聞いております。地域からの署名というのは、住民の切なる声として重く重く受け止めることが必要ではないかと私は考えます。提出者からの署名を受け取られた大崎町長としてはどのように考えているのか。またこの間、長期間放置してきたことも踏まえ、約8か月です、10月1日から6月1日で8か月になります。どのような対応をされてきたのか、重ねて伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきます。まずはこれまでの事業延長の経過でございますけども、夕張太西地区住環境整備事業は、平成9年に南幌町土地開発公社が事業採択を受けまして、平成15年に開発行為並びに農地転用許可が承認され、管理用道路の取付けなどを行いましたが、景気の減退から住宅需要が低迷しまして、販売が見込めないことから、平成16年に事業を中止し、現在に至っているところでございます。その後も住宅需要の低迷は変わらず、夕張太西団地の造成が見通せないことと、あわせて、南幌工業団地の販売不振も続いておりましたことから、平成26年に南幌町土地開発公社を解散、町が事業継承し、農地転用の事業延長手続を行ってまいりまし

た。延長手続につきましては、これまで平成19年、24年、29年、令和4年の4回、5年ごとに議会との協議を終え、道の承認を受けているところでございます。次回は令和9年3月までに協議を行う必要がございます。議会の請願結果でございますけれども、昨年6月、考える会より議長に対して、早期造成を求める請願が提出されました。結果的に議会への請願は、昨年9月30日第3回議会定例会において、不採択と決定されました。なお、審査意見として、現在の本町の投資的事業の状況や今後の財政負担、また、夕張太西団地のニーズが不明であるため、今の時点での造成工事は、時期尚早であると判断せざるを得ない、また、夕張太西団地の造成と夕張太地域住民の生活に関することは、別の問題であると考えざるを得ないことが審査意見として付されました。署名につきましては昨年10月1日、考える会より、町長、議会議長宛てに提出されました。署名は地域住民の思いとして重く受け止めております。時期尚早であるとの請願不採決の結果からして、町といたしまして、現時点では造成工事を進められる状況でないことは議員も承知していることと思います。また、請願不採決の結果からして、現時点で事業を進められることではありませんので、したがって、優先順位をつけることも難しいことであります。請願不採決の審査意見を踏まえますと、町の財政状況の検証、それと夕張太西団地のニーズの把握が必要であると考えております。現在の財政状況につきましては、平成28年度から令和2年度の借金残高は、50億から60億で推移しておりましたが、令和7年度の借金残高は81億円、年間返済額は6億7,000万円、標準財政規模に対して高い水準となっております。また、近年の主な投資的事業の状況でございますけれども、長幌第2浄水場、令和元年から3年にかけて実施をいたしました。事業費38億5,000万円うち実質負担額が11億3,000万円で、町の負担割合は29%でございます。子ども室内遊戯施設、令和4年度に実施しました。事業費9億2,300万円うち町の実質負担2億2,900万円。割合は25%であります。準工業用地整備事業、令和5年から令和8年までの計画でございますけれども、事業費19億5,000万円うち町の実質負担4億1,000万円、割合は21%であります。南幌温泉大規模改修、令和6年実施でございますけれども、事業費9億4,300万円うち町の実質負担2億3,900万円。25%の負担でございます。夕張太西住環境整備事業を町が造成する場合の試算としましては、現状では事業費約16億円うち実質負担額が約9億3,000万円で、割合は58%で高負担でございます。みどり野団地につきましては、おかげさまで順調に分譲が進んでおりますが、夕張太西団地につきましては、今申し上げましたとおり、町の財政負担を考慮した宅地供給の在り方や住宅需要、市場調査などを行う必要があると考えております。

それと、今までの取組の経過でございますけれども、ボールパークやラピダスの動きが出始めてから、一昨年11月に、経済産業省、また、道庁や北海道事務所を訪問し、夕張太西団地を含む未利用地の活用について意見交換と状況説明を行ってまいりました。また、エスコンや

北海道医療大学、北海道経済連合会、北海道商工会議所などに対しても、職員が企業訪問し、夕張太西団地の状況を説明しております。このほかにも、官民連携事業法人などに対して情報提供を行っております。

それと、署名提出された後の対応でございますけども、昨年10月1日に署名が提出されましたけれども、9月30日の議会において請願が不採択となりましたことから、署名に係る具体的な動きはありません。なお、署名は地域の声として重く受け止めております。請願不採択後は、議会と本年2月と5月の2回、夕張太西団地の事業費試算並びに町有未利用地サウンディング市場調査に係る協議を行ってまいりました。以上でございます。

議長
熊木議員
(再々質問)

4番 熊木 恵子議員。

今、答弁で経過説明、そして財政状況について、いろいろ説明していただきましたが、私たちも議会の中では十分説明を受けています。それで、署名を受け取られてから、今、結局は地域の方、署名を出された団体の方とは一切お話をしなかったということですよね。それをまず確認したいと思います。

それから、署名の住民の意思っていうかそこは十分尊重するっていう答弁でしたけれども、すごく私は重いものだと思っています。564筆、564名の署名の重さ、これはお1人お1人の署名に託した思い、願っているのは、それに関して、やはり町としては真摯に向き合っていくというのが当然、当たり前なことだと私は思います。今、サウンディング調査のことは、同僚議員の湯本議員がこのあとされるのでそこには深く関わりませんが、その市場調査についても、令和5年9月の全員協議会の中で、ある程度方向を定めていろいろ、全員協議会の中では資料が配られています。説明も受けました。その中で、いろいろ土地単価のことだとか、これぐらいの価格になるとなかなか手を出せないんじゃないかというようなことの説明ではあったんですけども、地域の方の身になってみれば、今、町長のほうからも、はれっぱのこととか南幌温泉のこととかいろいろ言われました。この27年の間に、地域の方は、この次は、この事業が一つ一段落したら、次は西団地のほうに入ってくれるんだっていう期待を持ちながら今までじっと我慢してきたと思います。今なぜこれがわっとなったかっていうと、やっぱり今、夕張太西を取り囲む状況の変化、エスコンができたことも大きいですが、先ほど質問の中で申しましたが、道路の開通だとかラピダスのことだとか、医療大学の開業ということで、やはり大きな変化が起きています。先ほど町長のほうからも、地域住民の今置かれてる現状と西団地のことは分けて考える必要があるってことはそれは私もそう思います。地域の方は自分たちが今この団地に引っ越してきて、高齢化していろいろ物がなくなって、生活が大変だっていうことは、それはその生活の実態として、不安も抱えているところから、そういう声は出しています。けれども、その大きな違うところは、そのことがありながらも、やはりその地域の方々は、やっぱりその南幌町の夕張太西の稲穂地区、夕張太地区の発展を心から願っているんです。だからこそ、今の環境の変化というところに、町が今この

チャンスに乗り遅れないように、次は着手すべきではないかっていうような意見を踏まえて署名も提出しています。ですから、今、町長の答弁では、今そういう現時点では造成工事に取り組む状況にはないって言われますけれども、それであれば、地域の方とじっくり話をする、なぜできないのかということも含めて、懇談をしっかりとしていくってことが、それが1回2回でなくてやっぱり納得いくまで懇談するということが大事なんでないですか。それをしないでいて、その署名に対する返答もしない、このままでいくっていうことが私は大問題だと思っています。行政懇談会の中でやっぱり活発にいろんな意見が出されていて、それはさっきも述べましたけれども、その中にはいろんな方が懇談会とかそういう中に参加していて、今の現状だけでなくでやっぱりその希望も見出せるような、今後ここで暮らしていくためには、ここに希望を持って生きられるような、そういうことで町も取り組んでいく必要があるんでないかということを提言しています。やっぱりそこにしっかりと耳を傾けるっていうことがまず大事ではないかと私は思います。その署名の重さっていうところでは、町長は重い、重いと受け止めると言いながらも、やはりそこに向き合っていないと私は思いますので、そこのところを、本当に今後も含めてですよ。今までしてきたことも含めて、やはり町長として町として、夕張太にはやっぱり責任があると思います。夕張太団地が団地造成を含めて、やはり懇談会でもよく出されますけれども、ここをアピール、宣伝されて、ここに移ってきたときは、学校もあり保育所もあり、買い物も困らない。北広島にも近いっていうことで、やはり夢のあるっていうところで、そして区画も大きかったですから、やはり希望を持って移ってきた方々が、10年経ってみて学校もなくなってしまうっていうときに、やはりもっとその地域コミュニティを守るために、町としては夕張太、稲穂地区は、南幌町の第1第2ってつけるのは、今、適当ではないと思うんですけども、札幌市、北広島への玄関口として、大きく発展させようと思って、町はそこに団地をつくったと思います。本町と同じような扱いで、やはりその土地を大事に思っていてやってきていたはずですよ。ところが、やっぱりどんどんどんものがなくなってきたときに、そこに本当に真剣に向き合っていく、地域の声を聞いて何か一つでも二つでもやれることはないかということを模索していくということが私はすごく欠けていたと思います。ですから、やっぱり今こういう形で、地域と行政との分断とまで言いませんけど、やっぱり地域の方はやっぱり置き去られてるっていうふうに思っていると思います。そこのところをしっかりと汲み取ってあげることが本当に大事だと思います。それから、今後のことについては、夕張太地域の活性化につながるような要望とか意見を聞いてほしいと思いますけれども、まずその考えがあるかどうか伺います。それから、これ以上地域のインフラが進まないように、町としてどのような対応をしているのか、その考えがあるか伺います。

議 長
町 長

町長。
熊木議員の再々質問にお答えいたします。次は夕張太西団地という

(再々答弁)

ことでお話をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、議会の請願が不採択になった結果からして、現時点では事業を行うことができません。請願の不採択の理由は、やはり財政負担とニーズが不明であることということで、財政負担は先ほど申し上げたとおりでございます。ニーズにつきましては、現状では確認することができないことから、これからサウンディング調査をして、そのニーズについて確認をするということでありますので、そのことについては御理解をいただきたいと思います。

それと署名の件でございますけれども、署名の趣旨や署名された方の思いは地域の思いとして、大変重く受け止めております。しかしながら、議会の請願結果を踏まえて、私は町政運営あたらなければなりません。考える会の皆さまから署名を提出から、町は何も音沙汰もないと言われておりますけれども、請願が不採決になったということについて、御理解をいただければと思います。また、夕張太地域の振興の件でございますけれども、審査意見は先ほど申し上げたとおりでございます。それが採決にあたっての審査意見でございました。今後も夕張太地域のみならずですね、地域の振興を図ることは、町の振興発展に大きくつながるものと考えております。まずは、サウンディング調査を実施しまして、民間事業者からみた夕張太地域を含めた本町の状況など、ニーズの把握に努める必要があるというふうに考えております。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。
場内時計で10時40分まで休憩をいたします。

(午前10時27分)

(午前10時40分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本日は町長に一般質問させていただきます。今後の公営住宅の在り方について。本町では平成22年度に南幌町公営住宅等長寿命化計画を策定し、その後、平成29年3月に計画の内容の見直しが行われ、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として、町公営住宅、3団地108戸の現状を把握し、予防保全的な改善を行い、長期的な維持管理が図られています。現在の町公営住宅の空き室は少ない状況で、本年度から始まる総合計画の策定に合わせて、公営住宅へ入居を希望する町民ニーズに対応する公営住宅の在り方を検討する必要があると考えています。

現状では、社会情勢や本町の財政状況などを踏まえて、新たな公営住宅の建築整備は、難しい状況であることは理解しますが、今後の公営住宅の在り方の一つとして、国の住宅セーフティーネット機能の強化制度を活用した公営住宅借上制度の導入が考えられることから、次の2点について町長の考えを伺います。

1、本町の人口規模を踏まえ、高齢の単身の方が入居できる住宅環境として、公営住宅の供給戸数は不足していると考えますが、今後の公営住宅の在り方について、現状をどのように捉え、総合計画に反映させていくのか。

2、借上公営住宅とは、既存の民間住宅ストックを有効活用するため、民間賃貸住宅を借り上げ、必要とされる方へ供給する仕組みですが、本町での導入の考えは。

議 町 長
町 長

町長。

今後の公営住宅の在り方についての御質問にお答えします。本町の公営住宅については、町営住宅が栄町72戸、元町12戸、夕張太24戸、子育て住宅4戸の計112戸、道営住宅が計60戸の合計172戸を管理しています。

1点目の御質問については、現在の公営住宅については、南幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な改修等を実施しており、現在の空き室は、令和7年5月末現在で町営住宅5戸、道営住宅4戸の計9戸となっています。

また、令和5年度住宅・土地統計調査における、本町の世帯数に対する公営住宅の割合は、5.3%で、全国平均3.2%、全道平均5.5%と比較して低い状況ではありません。今後においても、良質な公営住宅の環境整備に取り組んでまいります。

2点目の御質問については、借上公営住宅制度は、道内でも札幌市や旭川市、函館市、長沼町などで実施していることは承知しています。現在のところ実施する考えはありませんが、将来的な住宅施策の一つであると考えことから、公営住宅や民間賃貸住宅の入居率などの状況を踏まえ検討してまいります。

議 員
佐藤議員
(再質問)

5番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。まず、公営住宅の供給不足についてでございますけれども、今月の町の広報では空室募集ですね、空き家は栄町団地1件と子育て住宅2件と掲載されておりました。本町の町営住宅の戸数は全部で108戸ありますけれども、南空知でいえば、栗山が713戸、長沼が355戸、由仁が281戸という状況です。それと本町では、1LDK単身用の間取りの戸数はありません。3LDKに単身高齢者がお一人で入居をしているところから、そういうところも見受けられます。その分ですね、家族で入りたい方の不足が生じてしまうということも考えられると思っております。道営住宅を含めて今、5割が60歳以上の入居者を占めているということを考えると、今後高齢者の需要はますます増えてくるものと思います。住民からはですね、自宅を維持する体力がなくなったので、家売って団地に住みたい、また、その農家地区の方からも、農家をやめてひとり暮らしで車の免許も返納したと。それで、町場の町営住宅に住みたいという、そういうお声も聞いております。そこで町長に2点伺いたいと思いますが、まず1点目なんですが、単身者の高齢者や低所得者が今後増加することが、南幌町では予想されます。今の現状の中で、単身者の公営住宅希望者に今後どのように対応していかれるのか、お聞きいたします。

それと2番目、今後、人口減少や高齢化などの課題を考慮しつつ、地域の特性に合った公営住宅政策を進めて、この町でこの南幌町でどのような公営住宅モデルが最適か、今後具体的な施策を考えることが大切になってくると思いますが、そここのところを町長はどのようにお考

えでしょうか。まず、この1点目の供給不足についてです。

それと2点目の、この借上住宅の件ですけれども、現在のところ実施する考えはないという、先ほどのお話でございました。この借上住宅ですけれども、これまでは地方公共団体が直接その新築1棟を借りなくちゃいけなかったんですけれども、それから、既存の民間住宅のところを、1フロア、その間取り1件からでも借り上げも可能ですよというふうになりました。借上期間もこれまで20年という長いスパンだったんですけれども、5年ということになりまして、また、住宅の管理もその地方公共団体などから、民間事業者に委託してもよいという形に、大変その借上住宅が、事業が行いやすくなりました。この制度はですね、改修費とか家賃債務保証など国の補助対象となっております。特に家賃に関しては、利用者が家賃の2分の1ですね。そして地方公共団体が2分の1払うんですけれども、その2分の1の半分の部分を国が補助する、そういう仕組みになっております。それで先日長沼町のほうに、導入しているということなので、聞いてまいりました。そこで、既存の借上住宅を今進めているようなんですけれども、直接、町で建設するよりも多額の初期投資を防ぐことができるっていうそういうメリットがある、今後の人口動向に対応できる、建設費の縮小、利用者に安全な住宅を提供できるということ、そして、地域の需要の変化にも対応できると説明していただきました。そこで、町長にここでも2点ほど伺いたいんですが、町長の思いとしては、耐用年数がまだあって、長寿命化の中で大事に公営住宅は進めていきたいというそういう思いであると思います。また、町の財政も厳しい、先ほどの話ですけれども、町の財政も厳しいというそういう状況では、そういうところは理解をしているつもりですが、それであれば、よりこの借上住宅は町民の大きなセーフティーネットとしての機能を果たすのではないかと、そういうふうに思いますので、それが1点お聞きいたします。

それともう1点ですが、これは一つ提案ですが、現在本町の賃貸住宅、一般賃貸住宅もほぼ埋まっている状況とお聞きしております。それで、今本町にある6階建てのマンションが今後修繕して入居募集を考えているということをお聞きいたしました。例えばですね、そのこの1フロアの部分だけでも、借上公営住宅で借りたり、また、今後小学校前の準工業用地賃貸住宅用地に一般事業者が建設していただければ、そこを既存型の借上住宅とすることも考えられると思うのですが、そのところも町長にお聞きいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。先ほども申し上げておりますけれども、栄町72戸、元町12戸、夕張太24戸、子育て4戸、道営60戸で合計172戸を管理してございます。うち空き室は栄町3戸、子育て支援2戸、道営4戸の合計9戸で空き家率は5.2%でございます。また町内、民間賃貸住宅の総戸数でございますけれども、201戸といいますか201部屋でございます。現在の空き室は49戸で空き家率は24.4%という状況となっております。公営住宅の供給戸数が少ないということでございますけれども、人口規模を踏まえま

した公営住宅の戸数については標準的なものではなく、また、町の産業構造とですとか、歴史的な経過とか、各自治体の状況が異なることから、その比較は難しいのではないかと考えてございます。一般的に人口減少による供給戸数の縮小や老朽化している公営住宅が多いことから、更新時期を迎えて、財政的に苦慮されている自治体が多いものと思います。本町の町営住宅は60歳以上を優先入居者として、高齢者に配慮をしております。また、高齢者には1階への入居誘導するなど、その運用にも努めているところでございます。60歳以上の本町の高齢者単身世帯の入居状況でございますけども、町営が44戸で39%、道営が14戸で23%、合わせて58戸、34%であります。道営には、高齢者専用のシルバーハウジング20戸もございます。現在3戸の空き室がありますけども、これについてはなかなか需要が高めであるのかなというふうに思っております。今後の財政状況を踏まえてですね、長寿命化のお話をさせていただきましたけども、やはり計画的な修繕を行いまして、現状の戸数を維持しつつ、高齢者に配慮した公営住宅の入居や運用に努めていく必要があるものと考えてございます。

また、借上住宅の件でございますけども、国において平成8年に制度導入されまして、議員が言われるように、21年度に制度が緩和されて現在のような形になってございます。ガイドラインが策定されました。道内においては現在、札幌、旭川、函館、長沼など8市3町で実施されております。その実施の背景には、人口減少による公営住宅の供給戸数縮小に伴う対応、また、高齢化による公営住宅建て替え時に、供給戸数を減少しまして、その代替措置とするケースが多いように思われます。本町の公営住宅の入居状況でございますけども、比較的過不足なく埋まっているものと思いますことから、現時点では、借上住宅の導入については考えておりません。しかしながら、今後公営住宅の空き家率が減少し、かつ民間賃貸住宅の空き室も減少が続く場合には、制度導入を検討する必要があると考えてございます。なお、財政負担につきましては、先ほど議員が言われたとおり、実際にかかる費用に対して、国が2分の1、町が2分の1ということで財政負担の軽減が図られておりますけども、借り上げっていうことになりますと、一切のものを町が借り上げしなきゃならないと、その費用がかかるということで、入居された後の措置はありますけども、制度を導入するに当たって、国の費用の負担はありませんので、それについては、財政負担を考えれば、慎重に検討する必要があるのかなと考えております。

議長
佐藤議員

5番 佐藤 妙子議員。

再々質問はありませんけれども、町長の思いを受け止めましたが、今後もこの住宅政策は粘り強く続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

議長
湯本議員

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 湯本 要議員。

町長にお伺いをいたします。夕張太西住環境整備事業用地のサウディング型市場調査についてお伺いします。夕張太西住環境整備事業は、平成9年に事業採択されてから事業が休止している状態で、夕張

太地域の住民の皆さんは、目の前にボールパークFビレッジが建設され、当別町からの北海道医療大学の移転計画があり、これに伴いJR新駅が建設されるなど、身近なところで大きな環境の変化が生まれています。千歳市へのラピダス進出なども周辺地域の発展に良い影響があるのではとの期待感も生まれています。

夕張太地域では高齢化が進み将来に対する様々な不安もある中で、夕張太西住環境整備事業に対する強い期待を持っており、南幌町稲穂地区・夕張太地域の今後を考える会が結成され、この事業の早期実現を求め、町議会への請願書の提出、町及び町議会への署名が提出されるなど、地域の方々の強い思いを感じます。

こうした住民の声を真摯に受け止め、住民との合意形成を図ることで、よりよいまちづくりに向けて住民と行政がともに歩むことができると思います。

町では、6月17日に町有未利用地等のサウンディング型市場調査の実施要領の公表を予定していますが、夕張太西住環境整備事業に対する地域住民の思いにつながるものと考えているのか。また、実施要領の概要、調査手法はどのような内容を予定されているのかを伺います。

議 長
町 長

町長。

夕張太西住環境整備事業用地のサウンディング型市場調査についての御質問にお答えします。

サウンディング型市場調査については、今年の2月と5月の議会全員協議会において、夕張太西地区住環境整備事業用地を含めた未利用地を対象として、市場性の有無、民間事業者の参入意欲の把握を目的とする調査実施について、御説明し協議させていただきました。

調査においては、民間事業者による住宅団地整備を基本とし、民間賃貸住宅や収益施設など、周辺地域の活性化や賑わい創出等の住環境整備に資する事業について、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした幅広い活用に係る提案を募集するものです。

募集にあたっては、ホームページへ掲載するほか、民間信用調査会社などが情報を保有する、一定規模以上の企業約150社にダイレクトメールを送付し、提案を募ることとしています。提案された内容については、都度聞き取りを行い、その結果は、ホームページや広報誌等で広く町民に対して公表してまいります。

なお、調査はあくまでも市場性の有無や民間事業者のニーズの把握を目的としており、事業化や優先順位を決めるものではありません。

議 長
湯本議員
(再質問)

1番 湯本 要議員。

今お答えがありましたけども、再質問をさせていただきます。私がこのサウンディング型市場調査について、特に頭に夕張太西住環境整備事業用地のサウンディングというふうに特定してつけたのには、先ほど同僚議員が話をしました、夕張太西地域のですね、住民の皆さん方の強い思いがあるということであります。ちょっと重なる部分もあるかもしれませんが、夕張太西地域の方々は、この団地造成に対して特別にやっぱり思いを持っておられます。請願陳情に表れても

おりますけれども、日常的にも、あの地域で、御存じかと思えますけどパークゴルフ場などもつくって、住民の方々が本当に手弁当で管理運営をされております。町が掲げる基本構想、計画の中でも出てますけれども、住民と町が一緒になった協働のまちづくりというようなスローガンからしても、夕張太西地域の方々は、行政を通じて、そして地域の状況を通じてですね、自分たちが一層よりよい安心して暮らせるようにどうするのか、自ら考えて行動されて、そして行政とも一緒になって、本当にこのいいまちづくり、自分たちが安心して住める住環境をつくっていかうというふうに切に思っているということの表れだというふうに思うんです。と同時に、この夕張太住環境整備事業、これ先ほどの同僚議員に対する回答や私の回答にもありましたけれども、市場性の有無や民間事業のニーズの把握を目的として事業化や優先順位を決めるものでありませんというふうに述べています。なぜこの際、サウンディング型市場調査を行うんですか。サウンディング型市場調査を行うに当たってという形で、国交省や経済産業省も含めてですけども、いろいろ手引も出しています。それから、それに対する各市町村で取り組んだ様々なサウンディング型市場調査に対する、言わば手引、こういうところに留意しなければなりませんよというようなことが書かれたものがホームページ上でもたくさん出ているわけです。民間の意見を聞くということは本当にすばらしいし、新しい感覚、その市場性を町民の身近なところで行政に携わっている町職員の方々が肌で感じると。そういうところには非常に有意義だということも書かれています。しかし、サウンディング型市場調査に当たって留意すべきことはですね、本当に行政が事業としてそれをやろうとしてるのかどうか。どういう条件でやろうとしているのか。そういうことをこまめにきちっとサウンディング型市場調査に参加する事業者にも明記をする。それが大事だというふうに言われています。なぜか。サウンディング型市場調査に参加する企業の皆さんは莫大な費用を使って、自分たちのノウハウや特許なんかももって、町が示されるこの調査に参加するわけです。事業化もされない、いつされるのか分からないようなのに、どうやって参加するんですか。そこが今すごく疑問に思いました答弁聞いていて。きっとですね、ある程度の思いはあるんだというふうに思うんです。それから夕張太西地域のことに関して言えば、この間、様々なところでいろんなことが言われています。しかし、ほかのところ地域や、その他のですね、サウンディング型市場調査をやるところと違うのは、この事業は国の補助事業を受けており、そして、やらないわけにはいかないんだと。この事業を推進しなきゃならないということをやっと言い続けてきている。やらなきゃいけない事業なんです。それが、3度4度も、今度また再延長という形になる。そういう時期を迎えているのに、事業化の目標を持っていない。そういうサイディング調査をやるっていうのは、私はちょっと理解できないですけど。ここはちょっと町長言葉足らずなのか、後でお答えいただきたいというふうに思うんです。そういう状況にある西団地ですから、結局その他のですね、三つのサウンディングやる、用地のですね、についてもですね、私は

ね優先順位があるのは当たり前だと思うんですよ。長い間町が懸案事項として掲げている西団地をどうするのかってのは町の責任ですよ。そこに住民の要求もある。状況の変化も出てきた。今動かないとどうするんですか。そこに、今ね、町が求められている立場といいますか、立ち位置をしっかりとね、示すことが求められているんだというふうに思うんです。全く計画もなく、企業がどんなことを考えてるのか、ただで情報を教えてください。あ、そうですか。それに乗ってくるような事業者って私はいないと思いますよ。ですから、この調査は本当にまちづくりを職員の皆さんも含めてですね、役場、町長がですね、どういうまちづくりをするのかという基本的な考え方は持っておられると思うんです。それはやっぱりきちっと示すべきだと思うんです。何もないんですよ、ここ空き地がありますよ、民間の方何か案を出してください。何かいいものがついてきたら、ちょっと考えてみます。こんな調査方法ではないはずです。優秀な職員がいるんです。基本的にどういうまちづくりをしようか、町民の暮らしを日常的に見て、地域の状況も1番よくわかってるし、職員の皆さんがいるじゃないですか。どういうまちをつくっていくためにここにどういうことをやるのか、そのために自分たちに足りないところは民間の力を借りる。民間の企業が、出してくる案について、それが本当に実現可能かどうか。それらも含めてちゃんと検討できるだけの能力だって必要なわけです。そういうふうに思いますのでこの回答については、いささか私はですね、若干思います。それで、結局この3か所、一遍にやるっていうことについてですね、これも私ちょっと、なかなかよく分からないんですよ。ほかの自治体のサウンディング調査なんかも見てみますとね。やっぱり一つ一つの案件について出されたものについて、受けた町側がまた精査をする、本当に実現可能なのかどうなのか。膨大な費用と時間がやっぱりかかるんです。その一つ一つが本当に膨大なものですよ。これ三つ一遍にやるんです。同じ同時期に。優先順位もない。これは何か特別な体制をとって、例えばこれ、その課だけのね、人ではなかなか手が回らないと思うんですよ、三つ一遍にやるんですから。特別なですね、市場型調査に対応するチームなんかをつくって、出されてる民間事業者の案について検討するというような方法をとられるのかどうか、まず一つそれをお聞きしたい。

それから、サウンディング型市場調査っていうのは、企業の守秘義務、それから、何ていうんでしょうね、特許法ですとかいろいろありますから、そういったものに対する配慮などを含めてですね、あまり町民目線からすれば、公に公表するというのが厳しくなってきました。それらについても、サウンディング型市場調査の形はあるんだけど、それぞれの自治体において、公開する、どれだけ町民に公開するかということについては事前に参加する事業者との間で合意を得れば、ある程度できてくるわけですね。そういう意味で、特に関心のある提案、それからその中身等についてですね、町が求めて、あと公表するというのではなくて、中間地点でのお問合せに対してですね、公表することができるのかどうか。それらについてお伺いをし

たいというふうに思います。町のほうとしてはサウンディング型公示して、まとめた結果だけを公表するという形なのか、今どのような案件が出て、どういう事業ですよという方が、例えば町民のほうから、問合せがあったときに、どの程度まで公表できるのかということなども含めて、この2点についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

ぜひ、町のほうでは主体的なまちづくり、これをしっかりと持った上で臨んでいただきたいというふうに思いますし、長年懸案となって、延び延びとなっているこの西団地については、これ以上曖昧な形で私は進めるということについては、町民の側からもいろいろ意見が出てくるだろうと思うんです。したがって、早期に、町のほうとしては、もうやるのかやらないのか、はっきり言った態度を示してほしいという思いもありますので、御答弁をお願いしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

最初にサウンディングの目的、調査手法について担当課長より説明をさせます。

まちづくり課長

まず、サウンディング調査の目的等について私のほうから御説明をさせていただきます。6月17日に要領のほうを公表する予定となっておりますが、そこには本調査の背景と目的についてまず触れております。背景につきましては、本町が置かれている地理的な状況、それから近隣の市町への距離時間、それから町が今子育て世代を中心に移住者が増加している状況ですとか、その増加数が、増加率で日本人人口の増加率が全国で1位となっている結果を公表されているような内容。それから、北広島市のボールパークFビレッジの開業、それから、道央圏連絡道路の状況等、目的について背景について、詳細を記載しております。また、本調査においては、まずサウンディング型市場調査の定義でありますけれども、町有地等の活用検討の前段階でその活用方法について、民間事業者から広く意見提案をもらう、対話を通して市場を把握する調査のことというふうに定義をされておきまして、民間事業者の参入意欲を把握するという部分で有効な手法として示されているところです。それで本調査においては、その目的として民間事業者による住宅団地整備を基本とし、その他民間賃貸住宅、商業施設などの収益施設等、周辺地域の活性化やにぎわい創出等の住環境整備に資する事業について、民間事業者のノウハウを生かした幅広い活用に係る提案を募集するということとしております。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

湯本議員の再質問にお答えをいたします。まず、夕張太地域いろいろ言われております。保育所や小学校、商店、簡易郵便局等々が閉鎖されまして、以前に比べまして利便施設が減少し地域の活力が低下していることは私も理解しております。また、現在本町では、東町と美園町内会以外は高齢化が進行しており、その中でも夕張太地域は高齢化が進行している地域であることは理解をしております。署名はこうしたことなどを懸念されての地域の思いであるということで、そのことについては重く受け止めているところであります。サウンディング型調

査につきましては、夕張西団地が果たして分譲価格がニーズに合っているのか。また、財政負担が大きいことから、民間事業者の参入が可能なかどうか。そういう調査を行おうとしているものでございます。調査は市場性の有無、また、行政だけでは気づきにくい課題の把握、またはアイデアの収集、民間事業者の動向でございますけども、こうしたことから、事業実施を前提としたものではございません。近隣の状況や経済を含め、本町の状況を把握するものでございます。まずは、サウンディング調査を実施しまして、民間事業者から見た夕張太地区を踏まえた本町の状況などの把握に努める必要があると考えております。調査の実施につきましては、以前から議会に申し上げておりますけども、町内全体の未利用地でございます。その動向の把握が今後の町全体のまちづくりや土地利用計画に資することから、公社の未造成地並びにビューロー横の商業用地についても、あわせて実施をするものであります。それで、やる気のお話がありましたけども、請願が、先ほど申し上げましたとおり議会で不採決となりまして、今の時点で造成をできる状況にはないということは、議員も御承知いただいているのではないかなと思います。それで、付帯意見を踏まえますと、先ほど申し上げておりますとおり、財政負担、それと夕西のニーズが見込めないということでございます。繰り返しになりますけれども、財政負担につきましては先ほど申し上げたとおりです。ニーズについては見込めないから、現在、これからサウンディング調査を実施するものであります。そうしたことから、やる気がないんでなくて、できることをやっていこうという考えでありますので、御理解いただければと思います。

議 長
湯本議員
(再々質問)

1 番 湯本 要議員。

再々質問させていただきます。今の町長の答弁で言えば、事業化のやつは今まだ未定だけど、しかしそういったあらゆる調査をした上で、市場調査をした上で、今後検討する。そういう方向で考えているというふうに受け止めていいですね。そのための調査だと。前段の意見を聞くんだということだというふうに思うんです。

それで、もう一つは、未利用地に対するその優先順位ということについても触れておきたいというふうに思うんです。やっぱり行政の町民や地域に対する責任っていうことからすれば、単純な経済効率性だけではいけないというふうに思うんです。例えば、今団地も売れておりますけどね。住宅供給公社が50%の土地を値引きっていいですか、しておられます。特殊な事情ですよ、ほかから見ればね。夕張太団地は町ですから、町はどういう形をとるか分からないけれども、そういった比較をすれば、経済的に考えると答え出ちゃうわけですよ。しかし、本当に町が、これまでですね、夕張太の団地をつくって、そこで安心して暮らしていただくという人方を呼び込んで、そしていろんな事情があったにせよ、経済的な状況もあったにせよ、団地造成が一時休止をしてきたと。しかしそこに強い思いを持っている地域の人方や、今後の高齢化に対する対応策として、まちづくりをどうしていくのかというふうに考えれば、単純にその経済合理性だけで順番を決めるというものではないというふうに思うんです。ましてや、同じ町の予算です

よ、町の予算使うときにはですね、住民合意が、それはやっぱりね、先ほども言いましたけど、町が協働のまちづくりっていうことを掲げてやって町の皆さん方も町政に協力しながら一生懸命やっていく。その姿をやっぱり我々くみ取っていかなきゃいけないと思うんです。その要求にどれだけ添えるか。そして、そのプロセスを、多くの町民の方に見せるということが、どれだけ町民の人が町政に対して関心を持って安心して自分たちの暮らしを任せていけるかということにつながるといふふうに思いますので、その点をよくお願いしたいと思います。それで一つ、質問の中で答えがなかったんですが、サウンディング型市場調査これ三つ一遍やると。先ほど言ったように、通常であれば、事業化計画などを持てれば膨大な、時間を要するわけですが、そうでないということなので、いくのかなとは思いますが、これそれぞれ事案は三つ違います。そうすると、その担当課、まちづくり課ならまちづくり課だけで対応し切れるものなのかどうかそれらに対する対応についてはどうなのかということをお伺いしますが、その一点だけ。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

湯本議員の再々質問にお答えをいたします。まず3か所やるということで、議員言われたとおり、ほか2か所は民有地でございます。夕西団地は町有地でございます。したがって、町が意思決定できるのは、直接意思決定できるのは夕張太地域だけになります。それと、優先順位を決めてやれということでございますけども、3か所の優先順位を決めてやるっていうことではないと思うんですけども。町、全体の投資的事業に対して優先順位を決めるべきではないかということで議員がおっしゃられているのではないかと思いますけども。町もこれからいろんな投資的事業がございます。中長期に向けて、これから総合計画、今年来年で準備をしてそれに備える予定でございます。夕西団地につきましては、やはりこの投資的事業でございますけども優先順位を決めるのにもニーズというものを確認しないとできないのではないかとことから、まずはサウンディング調査をして、そのニーズを確認して、今後のいろんな進め方の材料にしていきたいというように考えております。

議 長

1点だけ答弁漏れがあったと思うんですけども、サウンディング調査の中で中間で答申があるのかっていう、湯本議員の質問があったと思うんですけども、それについては、町側としてどうなんですか。

副町長。

副 町 長

調査の関係でございます。調査についてはですね、聞き取り内容については、すべての調査が終了した時点で公表ということで考えておりますので、調査時における状況の公表については予定しておりません。以上でございます。

議 長

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 報告第3号南幌町議会まちづくり特別委員会中間報告についてを議題といたします。

中間報告については、南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より

報告願います。

2番 西股 裕司議員。

西股議員

報告第3号 南幌町議会まちづくり特別委員会中間報告について。議会として、町民の目線でまちづくりを精査しながら集中的に審議し、中間報告としてまとめましたので、報告いたします。

令和7年5月29日付け、南幌町議会議長宛て。南幌町議会まちづくり特別委員長名。南幌町まちづくり特別委員会中間報告について。令和5年第2回南幌町議会定例会において設置された本委員会において、別紙のとおり中間報告を作成しましたので報告します。1ページをごらんください。

中間報告の概要。南幌町まちづくり特別委員会は、南幌町及び南幌町議会の現状と今後のあり方について、総合的な調査を行うため、令和5年第2回南幌町議会定例会において設置された特別委員会であります。本委員会では、開かれた議会を目標に、議会運営の見直しを図るなど議会改革を推進するため、南幌町議会基本条例の検証や南幌町議会委員会条例の一部改正、南幌町議会マニフェストの制定など、議会及び議員の活動原則を基本に町民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の機能をさらに高めていく活動に取り組んでおります。また、議会報告懇談会や議員としゃべり場の開催、南幌町議会に関するアンケートの調査の実施など、町民の意見、要望を聞く機会の充実を図り、町民と身近な議会づくりにも取り組んでおります。

南幌町の現状は、北海道及び北海道住宅供給公社と連携したきた住まいるヴィレッジの展開や子育て住宅建設費助成事業、各種子育て支援事業の実施により、南幌ニュータウンみどり野の分譲促進が図られ、子育て世代の移住が進み、人口の増加が継続しております。今後は、南幌工業団地の完売により、現在、準工業用団地、南幌流通団地の造成が進められ、予約分譲の受付が開始されておりますが、町民の雇用確保に繋がる企業誘致に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。子ども室内遊戯施設はれっぱの開業により、中央公園を中心にまちの賑わいが生まれてきている一方で、町内商工関係では老舗店舗が相次ぎ閉店している状況であります。これまで取り組んできた成果が途切れることのないよう、町と議会が将来を見据えたまちづくりに真摯に取り組むため、後期の委員会活動に向けた指針となるまとめを中間報告として提出いたします。以下、検討項目につきましては、1ページの議会が目指すまちづくり理念から4ページまで報告に記載されておりますので、原文の朗読を省略させていただき、5ページに移らせていただきます。

中間報告のまとめでございます。本委員会は、南幌町議会基本条例をはじめとする議会関連条例の制定及び改正に取り組んでおります。議員のなり手不足、町議会議員選挙における投票率の低下については分科会を設置し議論を重ね、問題解決に向けた取組を計画し、一部取組を行っております。後期2年で、残された諸課題の解決に向けた取組を実施します。美園、東町地区の住宅団地の分譲が順調に進んでい

ることにより、南幌町の人口は増加しています。特に子育て世代にターゲットを絞った分譲が功を奏し、子どもが増加し、保育所や小中学校の児童生徒数に影響を及ぼしていることから、住んで良かったと皆が実感できるまちにするため、これからも諸課題について、議論をしていかなければならないと考えております。町議会は開かれた議会を目指し、報告懇談会やしゃべり場の開催及びアンケート調査、議会だよりなどを通じた情報の提供を行い、御意見、御要望を聴取し、これからもよりよいまちづくりのための活動に取り組んでまいります。以上、南幌町議会まちづくり特別委員会の中間報告を議会の総意として報告いたします。

議 長 以上で南幌町議会まちづくり特別委員会中間報告については報告済みといたします。

●日程6 議案第35号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第35号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、全国瞬時警報システムの更新、定額減税補足給付金不足額給付金の給付に係る経費の追加、担い手育成対策事業費、空き店舗活用支援事業補助金の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金の追加、企業版ふるさと応援寄附金、地方債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,812万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,118万4,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第35号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第1号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書11ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額110万円の追加です。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

8目防災諸費、補正額772万3,000円の追加です。防災対策事業で、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにつきましては、令和8年度にシステム更新を予定しておりましたが、現行機器に不具合が生じたことから、1年前倒しで更新すべく、整備に係る経費を追加するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額2,274万4,000円の追加です。定額減税補足給付金不足額給付事業で、次ページにかけまして、令和6年度に実施した定額減税調整給付金において、令和6年分所得税額の確定等により支給額に不足が発生した方に対し、給付するための経費を追加するものです。なお、給付対象は国の算出基準により130世帯を見込んでいます。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額285万5,0

00円の追加です。母子保健事業で、保健師の退職に伴い、臨時保健師1名を採用するための経費を追加するものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額5,035万1,000円の追加です。担い手育成対策事業で、新規就農者の施設の導入及び機械の修繕に係る補助金として、経営発展支援事業で2件、機械及び営農技術の導入に係る補助金として、麦・大豆生産技術向上事業で3団体が採択されたことにより追加するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額334万8,000円の追加です。商工振興経費で、新たに7件の出店計画があることから、空き店舗活用支援事業補助金を追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額2,274万4,000円の追加です。定額減税補足給付金不足額給付事業に係る補助金です。

次に、16款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額5,022万9,000円の追加です。麦・大豆生産技術向上事業並びに経営発展支援事業に係る補助金です。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額129万円の追加です。南幌町管工事業協会様より設立30周年記念として30万円、株式会社スリービー創業者吉成 篤四郎様より100万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額110万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金で、東京都、株式会社アガルート様より10万円、江別市、草野作工株式会社様より100万円の寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額585万8,000円の追加です。財源調整を行うものです。

次に、22款町債1項7目総務債、補正額690万円の追加です。全国瞬時警報システム更新に係る地方債の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ8,812万1,000円を追加し、補正後の総額を77億4,118万4,000円とするものです。

次に、地方債補正の説明を行います。予算書5ページをごらんください。

第2表地方債補正、追加です。全国瞬時警報システム整備事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 星 真希議員。

星議員 ただいま説明があった中で、10ページ、町債についてなんですけれども、この防災対策事業債について伺いたいんですけれども、説明の中では、Jアラートのアンテナ設置等システム更新というふうに説明があったんですけれども、来年度の事業だったのが今年度に前倒し

されたという説明だったんですが、今年度、Jアラートだと国のほうで進めている事業と認識しているんですけども、その際、防災対策事業債ということで起債されていますが、今年度ですと、これだと、緊急防災減災事業債、これが今年度対象となるのかなと思ったんですけども、これは690万、これは緊急防災減災事業債として理解していいのか1点伺いたいです。

あと、もう1点なんですけれども、商工費の空き店舗活用支援事業補助金334万8,000円計上されているんですけども、7件の出店ということで、現在町のほうでは後どのくらい空き店舗があるか教えていただきたいのと、またその際、残りの空き店舗で支援事業の申請があった場合は、その空き店舗分も今後は適用していくのか。これを2つ伺いたいです。

議長
総務課長

総務課長。

それでは、私のほうから1点目の町債に関する御質問にお答えさせていただきます。このたび、追加で地方債の補正の追加でしております全国瞬時警報システム整備事業690万でございますが、この内訳としましては、議員おっしゃるとおりですね、緊急防災減災事業債が490万、残りの200万が防災対策事業債というようなことで、内容によってですね起債の対象の部分と対象じゃない部分がございますので、この690万のうち、490万につきましては、緊急防災減災事業債ということで御理解をいただければと思います。1点目は以上です。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

2点目の星議員からの御質問でございます。今回7件の出店を見込むことで補正予算を計上させていただいております。7件のうち、既に1件は、5月に食堂がオープンしたと、こちらが事業の対象となっています。残る6件につきましては、中央通りのスナックビルのところに3店舗。8号通り沿いの店舗、2店舗。そして、公和通り沿いで、元呉服店のところが1店舗、そういう計画で商工会の融資審査も通っている中での計画でございますので、その分を補助金の補正の分となってございます。この申請によって、残る空き店舗でございますけれども、3店舗ございます。まず、その呉服店の店舗につきましては、3店舗登録、母屋の中で3区分、3部屋ですね、1軒なんですけど、3区分あって2部屋が登録されております。残る1店につきましては、中央通り沿いの今、お話しすると、アイドルカフェの奥にもお店があり、その店舗の登録がありますので、合計3店舗。残る店舗になります。こちらの分については、まだ、この計画がありますので、今回の補正予算の範囲には入っていませんけども、今後、この話が続けば補正予算というような形の考えになります。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第35号 令和7年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、
原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに
決定をいたしました。

●日程7 議案第36号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予
算(第1号)を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求め
ます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第36号 令和7年度南幌町下
水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、管路重
点調査委託料の追加、歳入では、国庫補助金、企業債の追加が主な理
由です。その結果、資本的収入では、既定予算に280万円を追加
し、2億4,329万3,000円とし、資本的支出では、既定予算
に280万円を追加し、3億1,363万6,000円とするもので
す。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろし
く御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第36号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予
算(第1号)を説明いたします。初めに、4ページをごらんくださ
い。

資本的収入及び支出のうち、収入です。

1款資本的収入1項1目企業債、140万円の追加です。

2項1目国庫補助金140万円の追加です。内容につきましては、
次の支出で説明いたします。

続いて、資本的収入及び支出のうち、支出です。

1款資本的支出1項1目建設改良費、280万円の追加です。23
節委託料では、下水道管路の全国特別重点調査の経費を追加するもの
です。今回の調査では、管径が2メートル以上かつ設置から30年経
過している下水道管路が対象となり、本町では管径が2メートル、昭
和54年から昭和60年にかけて設置した雨水管1,891メートル
が対象となり、調査を実施いたします。1ページにお戻りください。

第2条下水道事業会計予算第4条で定めた資本的収入の総額を2
億4,329万3,000円に、資本的支出の総額を3億1,363
万6,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直
ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第36号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第37号 工事請負契約について（小学校改修工事（機械設備工事））を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第37号 工事請負契約につきましては、小学校改修工事機械設備工事にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、議案第37号 工事請負契約について御説明いたします。

1 契約の目的、小学校改修工事機械設備工事。工事の主な内容につきましては、暖房設備改修、各室空調設備改修、給湯設備改修などを行います。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、1億3,530万円、うち消費税及び地方消費税の額1,230万円。本件につきましては、去る5月22日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は98.2%でございます。4 契約の相手方、池田・境特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市北区北12条西3丁目2番20号、池田煖房工業株式会社 代表取締役社長 池田 薫。構成員、空知郡南幌町元町3丁目1番12号、有限会社境設備配管 代表取締役 境 憲明。参考としまして工期は、契約締結日より令和8年6月30日までとしています。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

（なしの声。）

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第37号 工事請負契約について（小学校改修工事（機械設備工事））は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第38号 工事請負契約について（小学校改修工事（電気設備工事））を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第３８号 工事請負契約につきましては、小学校改修工事電気設備工事にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第３８号 工事請負契約について御説明いたします。

１ 契約の目的、小学校改修工事電気設備工事。工事の主な内容につきましては、電灯設備ＬＥＤ化改修、受変電設備改修、音響設備改修などを行います。２ 契約の方法、指名競争入札。３ 契約金額、１億４，９６０万円、うち消費税及び地方消費税の額１，３６０万円。本件につきましては、去る５月２２日、指名５社による入札を執行しております。なお、落札率は９７．７％でございます。４ 契約の相手方、空知郡南幌町北町４丁目８番４号 鳥山電気工事株式会社南幌営業所 所長 半沢 恒平。参考としまして工期は、契約締結日より令和８年３月３１日までとしています。

以上で、議案第３８号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第３８号 工事請負契約について（小学校改修工事（電気設備工事））は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１０ 議案第３９号 財産の取得について（南幌町立学校給食センター管理用備品更新）を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第３９号 財産の取得につきましては、学校給食センター管理用備品の更新にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第３９号 財産の取得について御説明いたします。

１ 取得の目的、南幌町立学校給食センター管理用備品更新。２ 取得する財産、食器食缶システム洗浄機１台。３ 取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。４ 取得金額、３，５０６万８，０００円、うち消費税及び地方消費税の額３１８万８，

000円。本件につきましては、去る5月26日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は97.1%でございます。5取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目 北海道市町村備荒資金組合 組合長 棚野 孝夫。6 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、札幌市豊平区美園2条6丁目3番14号 日本調理器株式会社 北海道支店 支店長 小笠原 亨。参考としまして納期は、契約締結日より令和7年8月31日までとしています。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第39号 財産の取得について（南幌町立学校給食センター管理用備品更新）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

場内時計で、13時15分まで昼食のため休憩をいたします。

(午前11時55分)

(午後 1時15分)

議 長

会議を再開いたします。

●日程11 議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の整備及び運営基準について国の基準省令を踏まえまして、市町村が条例を定めているもので、本町には該当施設はありませんが、条例を整備しているものです。

この度の改正では、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準とされている部分の改正であることから、国の基準どおり改正を行う

ものです。

別途配布いたしました議案第40号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

1 ページから3 ページの上段にかけ、第6 条では、家庭的保育事業者等と保育所等との連携について規定しており、連携施設を保育内容支援に係る連携施設と代替保育に係る連携施設とし、2 項追加します。

第1 項第1 号では保育内容支援連携協力の内容を、第2 号では代替保育の内容について、第3 号では乳幼児保育の提供終了後の連携施設の受け入れの提供を規定しています。

第2 項においては、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、第2 号の要件である家庭的保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で、役割分担及び責任の所在を明確にし、保育内容支援連携協力者の本来の業務に支障を生じないこと、すべてを満たすときは、保育内容支援に係る連携施設の確保をしないことができると改めています。

第3 項においては、保育内容支援連絡協力者を小規模保育事業A 型事業者等とし、条文の整理をしています。

第4 項においては、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、家庭的保育事業者と代替保育連携協力者との間で役割分担及び責任の所在を明確にし、代替保育連携協力者の本来の業務に支障が生じないこと、いずれかを満たすときは、代替保育の提供に係る連携施設の確保をしないことができると改めます。

第5 項においては、代替保育連携協力者とは、小規模保育事業A 型事業者等若しくは同等の能力を有し、町が認める者と改めます。

第4 項から第5 項においては、2 項ずつ繰り下げ、第6 項から第7 項に改めます。3 ページ中段をごらんください。

第16 条では、栄養士の要件の拡大について栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるように改正を行うものです。

附則、第3 条の連携施設に関する経過措置を5 年延長するため、15 年に改めるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案第40号の説明を終了します。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１２ 議案第４１号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第４１号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第４１号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、認定こども園や保育所及び地域型保育所である小規模保育事業や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえまして市町村が条例を定めているもので、この度の改正は、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準とされている部分の改正であることから、国の基準どおり改正を行うものです。

なお、先に説明しました議案第４０号と同様の運営基準に沿った見直しによるものです。

別途配布いたしました議案第４１号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第３７条では、特定地域保育事業の利用定員を規定しており、この度の改正により条文の整理をしています。１ページ下段から２ページをごらんください。

第４２条では、特定教育・保育施設等の連携について規定しており、連携施設を保育内容支援に係る連携施設と代替保育に係る連携施設とし、２項追加しています。

第１項第１号では、保育内容支援連携協力の内容を、第２号では代替保育の内容について、第３号では乳幼児保育の提供終了後の連携施設の受け入れについてを規定しています。

第２項においては、保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、第２号の要件である特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間で、役割分担及び責任の所在を明確にし、保育内容支援連携協力者の本来の業務に支障を生じないこと、すべてを満たすときは、保育内容支援に係る連携施設の確保をしないことができると改めています。

第3項においては、保育内容支援連絡協力者を小規模保育事業A型事業者等とし、条文の整理をします。3ページをごらんください。

第4項においては、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間で役割分担及び責任の所在を明確にし、代替保育連携協力者の本来の業務に支障が生じないこと、いずれかを満たすときは、代替保育の提供に係る連携施設の確保をしないことができると改めます。

第5項においては、代替保育連携協力者とは小規模保育事業A型事業者等もしくは同等の能力を有し、町が認める者と改めます。

第4項から第9項においては、2項ずつ繰り下げ、第6項から第11項に改めます。

附則、第5条の連携施設に関する経過措置を5年間延長するため、15年に改めるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案第41号の説明を終了します。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第41号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第42号 町道路線の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第42号 町道路線の変更につきましては、石狩川改修工事のうち、南幌築堤工事及び旧夕張川右岸築堤工事において、当該道路敷地の一部が河川用地として必要となるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長

それでは、議案第42号 町道路線の変更について説明を行います。

別途配布している議案第42号資料 町道認定路線変更図をあわせてごらんください。

北海道開発局が行う石狩川改修工事のうち、南幌築堤工事及び旧夕

張川右岸築堤工事において、当該道路敷地の一部を河川用地として必要な部分を除くため、路線の変更を行うものです。青色が変更前、赤色が変更後でございます。

整理番号 9、路線名南 1 4 線、旧終点、南幌町 3 6 3 番 1 千歳川を、新終点、南幌町 8 6 7 番 7 地先千歳川に変更するものです。なお、変更する道路用地の延長は 7 3. 3 8 メートル減となります。

次に、整理番号 1 2、路線名南 1 7 線、旧終点、南幌町 2 2 7 0 番 4 旧夕張川を、新終点、南幌町 2 2 7 0 番 5 地先旧夕張川に変更するものです。なお、変更する道路用地の延長は 1 0. 1 2 メートル減となります。

次に、整理番号 3 9、路線名西 2 2 号、旧終点、南幌町 1 3 3 4 番 1 4 旧夕張川を、新終点、南幌町 2 2 4 9 番 7 地先旧夕張川に変更するものです。なお、変更する道路用地の延長は 1 5 5 メートル減となります。

今説明しました 3 路線については、用地の所有は従前から国有地であるため用地の処理は発生いたしません。以上で議案第 4 2 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第 4 2 号 町道路線の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程 1 4 報告第 4 号 令和 6 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第 4 号 令和 6 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第 4 号 令和 6 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。次ページをごらん願います。

今回、御報告する繰越明許費につきましては、本年 3 月第 1 回議会定例会並びに第 1 回議会臨時会において議決をいただいているものでございます。

初めに、3 款民生費 1 項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金事業、翌年度繰越額 6 4 2 万 2, 0 0 0 円。国における住民税非課税世帯等に対する給付金です。

同じく、3 款 1 項生活応援チケット事業、翌年度繰越額 1, 7 6 0 万円。物価高騰対策として実施する生活応援チケット事業補助金です。

次に、7 款土木費 3 項都市計画費、温泉周辺整備事業、翌年度繰越額 3 億 8, 4 0 0 万円。南幌温泉周辺整備に係る工事費です。

いずれの事業につきましても、令和 6 年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものでございます。以上で、報告第 4 号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

報告第 4 号 令和 6 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程 1 5 発議第 7 号 南幌町議会ハラスメント防止条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

5 番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

ただいま上程いただきました発議第 7 号 南幌町議会ハラスメント防止条例制定につきましては、議員が互いの人格を尊重することにより、議員による議員及び職員に対するあらゆるハラスメントの防止及び根絶を決意するため、本案を提案するものであります。

本条例につきましては、議会運営委員会及び議会まちづくり特別委員会が中心となって、条例内容の協議を重ね、議員総意の条例としてまとめたものであります。新条例ですので朗読し、随時説明してまいります。

目的、第 1 条。この条例は、南幌町議会議員が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、南幌町議会及び議員としての役割を十分に発揮するため、議員による議員の地位を利用した、南幌町職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し、根絶するための処置を講じ、議員個人と職員としての尊厳が尊重され、良好な職場環境を確保することで町政の効率的な運営に寄与することを目的とする。

定義、第 2 条。この条例においてハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

第 1 項第 1 号、言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為。

第 2 号、社会的若しくは性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為。

第 3 号、職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為。

第 4 号、性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為。

第 5 号、前各号に掲げるもののほか、誹謗中傷、風評等により相手

の人権を侵害し、又は不快にさせる行為。

第2項、この条例において職員とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5項に規定する特別職の職員、議員を除く、その他町の職務に従事する全ての職員をいう。ここでは、本条例における用語を定義しており、第1項では、ハラスメントの定義で、職員の勤務時間外や庁舎内外の場所を問わず、ハラスメントの対象とすることを規定しています。

第2項では、職員の定義で、一般職員、会計年度任用職員、特別職として、町長、副町長、教育長、非常勤特別職、その他町の職務に従事するすべての職員を規定しています。

議員の責務、第3条。議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権損害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントをしてはならない。

第2項、議員は、ハラスメントに当たる行為を疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

第3項、議員は、他の議員がハラスメントに当たる行為を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めるとともに、当該事態を議長に報告しなければならない。

議長の責務、第4条。議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、前条第3項に規定する報告を受けた場合又は議員若しくは職員からハラスメントの相談及び申出を受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

事実関係の把握、第5条。議長は、第3条第3項に規定する報告又は前条に規定する相談及び申出を受けた場合は、当該事案の事実関係の把握に向け努めなければならない。

第2項、議長は、前項の規定により事実関係の把握に向け努めた結果、結論に至らない場合は、南幌町議会議員政治倫理条例第6条に規定する審査会に審査を付託することができる。

対応処置、第6条。議長は、前条の規定によりハラスメント行為があったことを確認した場合は、速やかに当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表するとともに、当該議員に対して指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。

研修等、第7条。議会は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等の実施に努めるものとする。

守秘義務、第8条。議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ここでは、職員の守秘義務について規定しています。ハラスメント事案は、非常にデリケートな問題であり、その後の生活等への不利益が生じることがないように

に、そのプライバシー保護に十分配慮しなければなりません。議員は、現に職員の職にあるとき及びその職を退いた後においても、被害者のプライバシー確保に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関して知り得た秘密を、他者に漏えいしてはならないことを規定しています。

議長職務の代行、第9条。議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

委任、第10条。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則、施行期日、第1項。この条例は公布の日から施行する。南幌町議会議員政治倫理条例の一部改正。

第2項、南幌町議会議員倫理条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。ただし、ハラスメントに関しては、南幌町議会ハラスメント防止条例を遵守しなければならない。以上であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第7号 南幌町議会ハラスメント防止条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 発議第8号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、空知町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程17 発議第9号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに

決定をいたしました。

●追加日程１ 発議第１０号 米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

５番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員
議長

（提案理由及び内容の説明をする。）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。発議第１０号 米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程２ 発議第１１号 国内農業を犠牲にしない日米関税交渉などを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

８番 石川 康弘議員。

石川議員
議長

（提案理由及び内容の説明をする。）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。発議第１１号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程３ 発議第１２号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

８番 石川 康弘議員。

石川議員
議長

（提案理由及び内容の説明をする。）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第12号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時00分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

1 0 番 _____

1 番 _____